

会議録	
開催日時	令和 5 年 12 月 25 日(月) 13 : 30～14 : 40
開催場所	菰野町役場 2 階 206、207 会議室
出席者	委員 13 名 町長 事務局 7 名（都市整備課 5 名、上下水道課 2 名）
事項	四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）
《質疑応答》	
事務局	本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 定刻より少し早いですが皆さまお揃いですので、ただ今から菰野町都市計画審議会を開催させていただきます。 私は都市整備課の藤枝と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。 1 枚目が「事項書」 2 枚目が「付議書の写し」 3 枚目が「四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）計画書」です。資料はお揃いでしょうか。資料が不足している場合はお声をお掛けください。それでは、お手元の事項書により進めさせていただきます。 事項書 2、挨拶。 では初めに、菰野町都市計画審議会の丸山会長からご挨拶を頂きます。丸山会長、お願いいたします。
会長	（会長 挨拶）
事務局	ありがとうございました。続きまして、諸岡町長よりご挨拶を申し上げます。諸岡町長、お願いいたします。
町長	（町長 挨拶）
事務局	ありがとうございました。諸岡町長におかれましては、ここで一度退席をさせていただきます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 （事務局紹介） 以上でございます。よろしくお願いいたします。 会議に入る前に、本日の審議会の会議録作成のために、録音をさせていただきますことを、予めご了承頂きますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、これより会議に入ります。会議の議長は、菰野町都市計画審議会条例第 7 条の規定により、会長に行っていただくこととなっております。それでは、丸山会長よろしくお願いいたします。

会長	本日、ご出席されております委員は13名で、定足数に達しております。よって、菰野町都市計画審議会条例第8条第2項の規定により、会議は成立いたしましたので、これより会議を開きます。 事項書3、議事録署名者の指名。本日の議事録署名人を指名させていただきます。「中村昭委員」、「野子清仁委員」を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続きまして、事項書4、付議。本日の案件は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定による「四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）」についてです。最初に事務局から説明をいただいて、その後、委員の皆様より質疑や意見などを頂いて、お諮りをします。では、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）について説明させていただきます。説明については、こちらの郵送させていただいた資料をメインに説明させていただきます。座って説明させていただきます。失礼いたします。 現在、菰野町下水道事業全体計画及び事業計画の見直しを行っております。この全体計画及び事業計画の変更により、都市計画区域内の公共下水道排水区域が変更となるため、この度、ご審議を賜るものとなっております。 それでは、計画書を元に説明をさせていただきます。 1ページをご覧ください。 今回の変更内容といたしましては、排水区域の面積を約1,056haとするというものとなっております。 変更理由につきましては、2ページをご覧ください。色々書いてありますが、下から5行目の部分にメインとなる理由を書かせていただいております。家屋が立地していない箇所などの区域を污水の排水区域から除外するとともに、新たに家屋が立地した箇所や区域外流入について污水の排水区域に追加するものとなっております。 この家屋が立地していない箇所というのは、主に下水道整備がすでに済んでいる地域で、整備する時に公共污水樹の設置希望が無かった、主に空き地になっていて、公共污水樹を設置しなくていいですという申請があった場合が該当するのですが、そういった土地については、土地の前の道路まで下水道本管が整備されていない場合があります。このような土地に、息子さんやお孫さんの家を建てることになると、家を建てる方がご自分のお金で前の道路を掘って下水道本管を整備していただくことになってしまいます。もしくは、そこまでの費用は出せないからということで合併浄化槽を設置していただくことになります。 合併浄化槽を設置する場合には、基本的に設置補助金がありますが、下水道の事業計画に含まれているという状態ですと、補助金の対象外となってしまいます。現在土地の前に下水道の本管がないような場所で家を建てようとなると、下水道を引く、もしくは合併浄化槽を、補助金をもらわずにすべて自前で設置していただくということになりますので、個人への負担が大きくなってしまうという状況が発生し

ております。

そのため、このような土地については、補助金の交付を受けて合併浄化槽を設置していただけるようにするために、下水道の事業計画から除外するものであります。

3 ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要を示しております。

10 月 3 日に三重県大気・水環境課と三重県都市政策課、10 月 10 日に三重県下水道事業課と計画について協議をさせていただきました。

10 月 23 日に地元住民の説明と書かせていただいておりますけども、当町の下水道審議会を開催し、四日市都市計画下水道の変更と菰野町下水道事業全体計画及び事業計画の説明をさせていただきました。

10 月 25 日に四日市都市計画下水道の変更について、三重県との事前協議を行い、11 月 7 日に異存なしという回答を得ました。

これを受けまして、11 月 16 日から 11 月 30 日までの 2 週間、計画案の縦覧を行いました。なお、この計画案の縦覧期間においては、縦覧及び意見はともにありませんでした。

そして、本日の都市計画審議会となっております。

今後の予定といたしましては、年が明けてから三重県知事への同意申請を行い、1 月中旬に同意を得て、1 月下旬には決定告示をさせていただきたいというようなスケジュールで考えております。

4 ページをご覧ください。計画書の新旧対照表となっております。下水道の名称は変更ありません。雨水の排水区域についても変更ありません。汚水の排水区域については、1,078ha から 1,056ha に 22ha 減少しております。下水管渠については変更ありません。

5 ページ以降は追加除外区域面積の根拠資料となっております。まず 6 ページは雨水総括図となっておりますが、雨水については変更ありませんので、変更なしのものを付けさせていただいております。7 ページをご覧ください。こちらは汚水の総括図となっております。除外した区域等を記載しておりますが、町全図のため分かりにくいので、除外や追加の区域の確認については 10 ページから 18 ページまでが詳細図となっておりますので、そちらをご覧ください。どこの区域を除外したのかみていただけたと思いますので、またご覧ください。

8 ページをご覧ください。汚水の参考図となっておりますが、8 ページの左側に表があると思いますが、こちらは下水道の各処理分区の増減を示したものになっております。一番下の欄にあります全体としては、1,078ha から 1,056ha へ 22ha 減少となっております。

この表の中で、菰野中部第 2 処理分区については、市街化区域が約 37ha 増加し、調整区域が 44ha 減少しております。この増減の主な理由といたしましては、前回下水道の計画変更を令和 2 年にしておりますが、役場の庁舎周辺と役場北側の開発予定区域が市街化区域に編入されたことに伴いまして、今までは調整区域だった所が市街化区域になりましたので、その分が増減されたものが主な原因となっております。

10 ページから 18 ページは詳細図となっておりますが、赤色に塗りつぶされた所が排水区域を追加した区域になっており、黄色い塗りつぶしが除外した区域となっておりますので、またご覧いただければと思います。

どこが除外した区域なのか分かりやすく説明させていただくために 11 ページをご覧いただきたいのですがよろしいでしょうか。11 ページの真ん中から下のあたりに菰野中部第2 処理分区という大きく黄色で塗りつぶされた所があると思います。こちらは大字千草ですが、この区域は全く下水道の管がありません。下水道の管が無いのですけども、現況は山のような状態にも関わらず下水道の計画の中に含まれております。これからこの近辺で家を建てようと思うと、どこかにある下水道の本管からずっと引いてきてもらわないといけません。現在、町としては北部の方の工事をメインにしておりますので、ここの地域に下水道を整備する予定は今のところありませんので、もし必要であれば個人で引いていただくという事になります。そうなった場合、費用が高くなってしまいますので、こういう区域については、下水道の区域から削除させていただいて、合併浄化槽で処理する区域と指定させていただくことによって、皆様のご負担を減らすような形で進めるために、こういう整備をさせていただいたものになっております。

19 ページ以降について、ここは都市計画審議会の場合ですので、都市計画区域内のことについてご審議を頂くところではございますが、町内全体の下水道事業を説明させていただいて、町内全体の下水道の計画の中に都市計画区域内での事業がありますので、町内全体の下水道事業について説明させていただきます。

まず 20 ページをご覧ください。全体計画の概要となっております。先ほどから全体計画と事業計画と話しておりますけども、全体計画というのは下水道の整備予定の区域を示したものとなっております。町内全体では 1,656ha が今回の見直しによって 1,637.7ha の 18.3ha 減少しております。

続いて 21 ページをご覧ください。事業計画の概要となっております。まず事業計画とは今後 7 年程度で下水道工事を行う区域を含めたものとなっております。町内全体で 1,247.1ha が 1,233.9ha へ 13.2ha 減少しております。

22 ページは町の全図になりますが、こちらが町内全域の下水道の事業計画を示したのになっております。繰り返しとなりますが、全体計画区域としては 18.5ha の減少。事業計画としては 13.2ha の減少となっております。この計画の見直しによって、全体計画区域内整備率が 65%から 65.8%へ増加する見込みをしております。事業計画については 85%から 85.9%へ増加する予定をしております。

現在の当町の下水道事業の進捗について説明させていただきます。現在下水道事業は主に町内の北部地域で多く行っております。杉谷地区については、ほぼ管渠の布設が終了しており、今後は田光地区をメインに下水道事業を進める予定をしております。

都市計画区域内におきましては、今年度菰野第2 区、菰野第3 区（柳林）、奥郷地区の一部において下水管渠の整備を行っております。

国からは汚水処理施設の 8 年概成というものが発出されております。この 8 年概成というものは、汚水処理施設整備については令和 8 年度末に完成するように、と

	通達されているものです。未普及区域への下水道整備を令和8年度までに完成させて、公共工事としての下水道工事は令和8年度までに終了するように、というものになります。また、下水道による処理と合併浄化槽による処理について経済比較を行い、合併浄化槽が有利となる区域について、下水道区域から浄化槽区域へと計画変更していきなさいというものになっております。当町も令和8年度の概成に向け今後は田光地区を中心に下水道事業を進めていく予定をしております。 先ほど、全体計画の整備率が65%から65.8%に上がるという説明をさせていただきましたけれども、この全体計画の中に含まれている、例えば全体計画に含まれているけれども事業計画に含まれていない地域という、湯の山地区、神明地区、江野地区等があります。こちらの区域については、今後浄化槽区域へと見直すことも検討していく必要があるのではないかと下水道部局としては考えております。 以上が、四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）の説明となります。十分にご審議をいただきますようお願いいたします。
会長	ありがとうございました。ただ今事務局から説明いただきましたが、質問や意見がある方は、挙手の上、ご発言お願いいたします。
A 委員	先ほどの説明の中で、3ページの経緯の概要を説明いただいた中で、地元住民への説明については意見がなかったという事でしたが、地元説明をした中での出席者の状況や回数、意見の有無など教えてください。
事務局	地元説明については、10月23日に下水道審議会を開催させていただきました。こちらは、区長さんなどの区の代表者、議員さんの代表者、観光協会、商工会、農業者の代表者の方々に集まっていただいて、説明をさせていただきました。計画の変更についてはお認めを頂きまして、ご意見があったのは、いま役場の北側の新しく開発する区域が事業計画に含まれておりませんので、なぜ含まれていないのかと意見がありました。下水道部局としては、完全に開発の事業が進み始めたら事業計画の中に含めさせていただくという事になりましたので、現在は含めておりませんという説明を加えさせていただきました。 そういう意見があったことは確かです。
A 委員	ありがとうございます。
会長	他にはいかがでしょうか。
B 委員	私は専門ではないのであれですけど、結局は4ページの新旧対照表で、大字菰野字松尾が起点終点と書いてありますが、これはここだけの変更という理解でいいわけですか？
事務局	申し訳ございません。この変更ではありません。ここは変更なしの部分です。こ

	の表は新旧対照表ですので、前回がここの部分が一部変更になったという事です。松尾の部分というのは柳林という地域を、前回の全体計画変更の時に含めておりますので、前回からの変更なしという事でここに書かせていただいております。
B 委員	そうすると、今回の変更の全体図というのは、細かいそれぞれの地図を見ないと分からない？
事務局	はい。
B 委員	そういうことですね。すると、私の所の市街化区域でも枠で囲われていない所がありますが、それは計画区域から外れているという事ですか？ 家が建った時に、新たに入れてもらうという事ですか？
事務局	網掛けがされていないということでしょうか？
B 委員	そうです。
事務局	網掛けをしている所については、今回の変更で変えさせていただいたところを示しております。網掛けのない赤枠はすでに下水道の計画が入っている所になりますので、市街化区域は 13 ページあたりかと思いますが、13 ページをご覧くださいと、こちらは主に大羽根地区などが書かれておりまして、ここは全て下水道の区域になっております。大羽根園の上の三滝川沿いに赤い線が書いてありますが、この赤い線の中に含まれる所についてはすでに下水道が整備された区域になっております。 また、黄色い部分については、現在下水道の区域に入っていますが、整備される見込みがないので削除させていただきますという事を黄色で示しております。 赤色については、例えば分家住宅を建てますという時に、下水道の区域に含まれていない区域に建てるけども、目の前に管があるから下水道につなげますという場合など、そういった所を新たに下水道の計画に含めるという事を赤色で示しております。
B 委員	例えば、私の所の金溪川より北は市街化区域になっていますよね？
事務局	はい。
B 委員	マスがかかっていたとしても、赤で囲っていない所は下水道の区域外に入っていないという事ですよ？赤で囲ってある中が下水道区域という事ですよ？太い赤線で囲ってあって、中が白い所があるじゃないですか。
事務局	はい。

B 委員	その中をこれから指定していくということ？
事務局	前から指定されているところです。B 委員がおっしゃっている所というのは、地図が分かれてしまうのですが、14 ページの下の続きが 18 ページになりますので、一枚の大きい全図で見ると、A3 で印刷しているので小さくなってしまっていますが、14 ページと 18 ページをくっつけていただくと、赤枠でくくられております。 14 ページが大羽根園や中菰野のあたりが載っていて、一番下に小学校があると思いますが、その下が 18 ページにつながります。こちらの図面の右上に小さく全図の分けがあると思いますが、ページの数とずれてしまいましたが、赤色でくくられている所が今のページの見ている所になります。例えば 12 番の下の続きを見たいとなると 17 番を見ていただくことになります。 申し訳ございません。 17 番は変更がないので、添付していないですね。申し訳ございません。 変更がある部分を図面添付させていただいておりますので、右上の 17 番については増加も減少もなかったために図面を付けていない状況となっておりますので、B 委員がおっしゃるように囲まれていないように見えますが、全図で見ていただくと囲まれているという状況です。
B 委員	何ページの話ですか。
事務局	ページと番という言い方をさせていただきますけど、この資料で言いますと、右上の地図の 17 番と書いている所が抜けております。抜けている理由としては、変更のない区域だからです。申し訳ございません。変更箇所だけを添付させていただいておりますので。 分かりにくいですが、B 委員がおっしゃる中菰野のあたりについては、金溪川まですっと囲っておりますので、下水道の区域になります。
B 委員	下水道の本管はすでに入っていますよね。それが赤色で囲っていないような、
事務局	その 17 番の地図がもしあれば、13 番の下にくっつけていただければ、囲まれているかが分かりやすいですけども。囲まれている区域を見るのであれば、この資料の 9 ページをご覧ください。9 ページもいろんな色があって分かりにくいですが、赤色の線の所が下水道の計画区域です。ですので、おっしゃっている所が赤い線で囲まれていると思います。 中菰野は市街化区域ですし、市街化区域は基本的に下水道があり、すでに整備されておりますので除外することもないという状況です。
B 委員	9 ページを見させてもらっても非常に分かりにくいのですが、結局、市街化区域であっても、現況農地で田んぼなどをしていたら、邪魔になってあげてある所もありますよね。旧通りの中でも埋めている所は別に整備してもらわなくても汲み取り

	させてもらいますって排水管あげている所があったとしても、それ以外は全部入っているという、さっきの地図だけ見ると、囲いから抜けているように見えたのですが、私の認識では金溪川までの二区は全部入っているはず。もう工事も終わっているはず。あと埋設だけをしていない人は自前で本管から自分の所へと。
事務局	はい。おっしゃる通りです。もしも市街化区域の前でしたら、基本的な話で言いますと、ほぼ整備されていますので、例えば、市街化区域でまだ農地で残っていて、市街化区域は宅地分譲が可能ですので、そこを宅地分譲するとなると、目の前の管から汚水枡を引っ張っていただければすぐ下水道を使える状態になります。
B 委員	ある程度理解しましたが、この新旧対照表で、どれがどれだけ変わったのかを色で塗りつぶしてあるなどもっと大きく示してもらわないと、9ページを見ても、今回どこどこが、赤色に塗りつぶして、黄色で塗りつぶしているのか分からない。それぞれ見てくださいと言われても、あまり分かりにくい気がします。 原則、市街化区域だったらほとんど全部入っているという理解でよろしいですか。 今回、松尾だけあれやけど、他に特徴的な、どこを減らしてどこを増やしている？
事務局	市街化区域で、ですか？
B 委員	いえ、下水道の区域での話。
事務局	10ページから18ページが追加と除外を示した地図ですので、10ページであれば、市街化区域ではないですけど、ここは千草地区になりますが、赤い塗りつぶしは追加した所で、黄色の塗りつぶしは除外した所になります。
B 委員	そうやって全部の地域を、赤は追加で黄色は除外という理解で、この地図を見てくださいということですね？
事務局	はい。
B 委員	そうやって最初から言ってもらわないと。はい、分かりました。
会長	他にはいかがでしょうか。 それでは、他にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。 「四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）」について、原案を可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手） ありがとうございます。挙手全員により、「四日市都市計画下水道の変更（菰野町決定）」につきまして、原案どおり可決することに決しました。

	ただ今より、答申書を作成しますので、10 分程度休憩とします。14 時 20 分までにお戻りください。よろしくお願いいたします。 (休憩)
会長	再開いたします。委員の皆様には、答申書のコピーを配布させていただきましたので、ご確認のほどお願いいたします。 答申書につきまして、ご意見等はございませんでしょうか。 無いようですので、これを議案第 1 号に対する当審議会の答申といたします。 それでは、当審議会に付議されました案件につきまして、町長に答申書をお渡しします。恐縮ですが町長ご移動お願いいたします。 (答申書の朗読とお渡し)
会長	では、諸岡町長におかれましては、ここで退席されます。ありがとうございました。
町長	ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
会長	事項書 5、その他。その他いかがでしょうか。
B 委員	3 ページの経緯と概要ですが、縦覧のお知らせが 11 月 16 日にあつて、11 月 16 日から 11 月 30 日まで縦覧期間が設けられておりますが、町民の皆様への周知をもうちょっと徹底していただきたいと思います。特に、直接関わる地域の方は、区域から外れる方もいれば、区域に含まれる方もいるわけですから。やっぱり縦覧期間をやっていたかやっていなかったか分からないような形で終わってしまうというのは…。 明らかに縦覧をやっていて、意見の汲み取りもしたというような事を強く発信してもらって、誰も見に来ませんでした、意見も一つもありませんでしたというのは、じゃあ何のための縦覧期間なのかという事を考えていただいて、町民の生活に直接関わる話ですので、もう少し丁寧に、期間もちゃんと取って、知らしめていただいてやっていただかないと。もう縦覧が終わっていて、我々審議会で反対するというわけにいきませんので。実際のところどうなのかっていう地域の人の意見を聞こうと思ってもそれだけの時間が無いんですね。自分の所がこの地図からは外れていて言われても分からない。これを見ただけでは。資料送ってもらった段階では。 そういう事もありますので、少なくとも縦覧のお知らせとか、この地域が対象になりますので、上下水道課で縦覧していますので対象になる方は見に来てくださいと、もうちょっと周知を徹底して、その結果をフィードバックしてもらった上で、こういう審議会を開いていただくように、今後は配慮をお願いしたいなと思います。

事務局	ご意見言われる通りだと思います。私共としては、ホームページに出させていたのだと、防災ラジオで流させていただいたのですが、結果として1件も縦覧に来ていただいておりますし、当然意見も頂けなかったという状況です。 この下水道の計画というのは今後も計画変更していくものになりますので、ご意見を参考にさせていただいて、より皆さんに周知できるような形で方法を考えさせていただいて、町民さんのご意見を聴ける形で縦覧を進めたいと思います。よろしく願いいたします。
会長	他に何かご意見があればお願いいたします。
事務局	失礼いたします。都市整備課まちづくり推進室から連絡させていただきます。 現在、まちづくり推進室では菰野インターチェンジ東側におきまして用途地域の変更を計画しております。それに伴いまして、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、委員の皆様には2月中を目途にお集まりいただきまして、用途地域の変更についてご審議いただきたいと思っております。 誠に恐縮ではございますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上になります。
会長	よろしいでしょうか。
C 委員	早めに資料を頂けますか。色々意見を聴かないといけないと思いますので。色々誤情報が流れている可能性がありますので、それらを含めて委員の方に相当プレッシャーのかかる件だと思いますので、お願いします。早めにね。
B 委員	用途地域変更の審議会が2月にあるという事ですが、用途地域変更になる地権者の方の意向調査を、当然2月には9割とか95%の方のご意見を集約したものを出してもらわないと、地権者の意見も聞いていないのに、審議会を通った、我々が決めたと言われても無責任な決定になってしまうので、直接地権者の所有権に関わる話ですので、もし2月にその辺の意向確認がはっきり取れていないのであれば、資料を送っていただいたとしても、意向確認をして意見を積み上げた物を出してもらわないと、役場としてこう変えたいですというだけでは、我々は地権者に意見を聴くことができないので、そういったことを踏まえていただかないと、そもそも審議になっていかない。地権者の半分以上が反対している話に都市計画審議会が賛成して、どういう集計したのかと聞かれて、まだ集計していませんなんて言っていたら、通っていかないよね。そういう事態にならないように、利害関係が絡む話ですので、十分データとして周知徹底したものをお願いしたいと思います。 もし間に合わないという事であれば、2月の審議会を後ろに延ばしてでも、これをやっていただかないと。我々は地権者の意向も分からないのにここで審議しろと言われても、どれだけの人が賛成していて、どれだけの人が反対しているのか、賛

	成意見はどういう意見で、反対意見はどういう意見かということを、きちっと明確に数字で示してもらわないと。出せば何でもいいので、個人情報もあると思うので。それを出していただかないと、なかなか今回の用途地域変更の話は難しい。 四日市都市マスタープランというのはもう変更されていないわけですから、それに基づいて用途地域は指定されているわけですね。会長も一緒でしたけど、その時でも散々揉めたので。市街化区域を広げる時ね。 そういう事があるので、今回はそういう事が無いように十分地権者の意向を吸い上げたうえで、審議会に出してください。 2月に間に合わないのであれば、後ろに遅らせてでも意見を吸い上げてもらわないことには、お前が賛成したからこうなったんだぞって言われても、責任が取れない話になりますので、他の委員さんも困ると思うよ。
C 委員	でも、それを最後決めるのが僕らの仕事ですから。そこまで言うのはあれやけど、一度参考資料を頂きたいですね。確かにね。
B 委員	どういう意見があるか分からないまま、審議会を開かれても、我々は利害関係なものないのに難しい。
事務局	はい、失礼いたします。現在、まちづくり推進室の方で、反対の意見を持っている方々を中心にお話しさせていただいております。賛成の方も含めて全員ということではありませんが、次回の審議会までには、そのようなお示しできる形でさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
C 委員	2月のいつ頃ですか？
事務局	中旬を予定しております。
C 委員	1月末までには資料ほしいです。
会長	それでは、地権者の要望の確認をしていただく、それから資料はなるべく早めに、という意見が出ておりますので、そういう努力をしたうえでの開催をお願いいたします。 他にございますか？ それではこれもちまして、菰野町都市計画審議会を終了します。 委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力頂き、ありがとうございました。本日はこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。